

茨城県戦後汚職年表を読む

ルールなき社会を憂い糺す基礎資料へ那珂書房刊

茨城県議会議員 海野 隆

この国の政治家は遵法精神が根本的に欠如していると思えないことが多い。あるいは法律をまつたく知らないで政治家として行動している。今回の臨時国会は、中尾元建設大臣の在職中の贈収賄事件に対する真相の究明と、腐敗を防ぐルールである政治家に対する幹旋利得罪を制定するというのが大きな課題であったはずである。しかし、この国の政治家たちは、相変わらず「先送り」という得意技を国民の前に披露することになった。

法律というのはこの社会を成り立たせているルールである。人を殺してはいけない、物を盗んではいけない、人は助け合わなければならぬという社会生活を営む基本的態度といつてもよい。政治家を選んでいる主権者である国民も、社会正義やルールを守るために共同の責任を負う。しかし、自分の利益を守るために社会全体のルールに対する感覚が鈍化してきているのではないかと恐れる。法律をつくるのは国民の代表者である国会議員の仕事である。法律に基づいて事務を執行するのは行政である。違反を取り締まるのは警察や検

察の仕事である。違反をした者に対する処罰を決定するのは裁判所である。違反の事実があるにもかかわらず、その事実を通報しない国民は自らの公正な社会を守るという点で怠慢であり、公務員ならば職務義務違反である。

那珂書房から「茨城県戦後汚職年表」が刊行された。那珂書房はこれまでに『土建政治』研究・竹内藤男知事の人脈と金脈」や「大人の心」や「教育の死角」などの教育の再生、「家に帰りたいたい」などの老いと家族などを、茨城にこだわり地域にこだわって本質的な問題を真正面から捉えて深く一点を掘るといふ出版活動を継続してきた。「選挙と政治は似て非なるもの」といふ指摘は政治に携わる多くの方々がたびたび指摘してきたことである。しかし、代表制民主主義は選挙という手続を経てのみ、その行為に正当性と権力を付与される。日本国憲法は、その前文で「日本国民は、正当に選挙された代表者を通じて行動し……国家の名誉にかけて全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成する」と宣言されている。

選挙違反は重大な犯罪である。また選出された政治家や公務員が汚職を行うというのは裏切り行為である。子供たちの逸脱行為と教育現場の荒廃が指摘されている。子供たちは社会の未来を写す鏡であるとするならば、私たちの未来の社会が明るいはずはない。子供たちの心の闇を探ることに社会は躍起となっている。しかし、子供たちがお手本とする大人たちと私たちの社会は、子供たちを育む環境をつくっているかという問いこそを発しなければならぬのではないか。

「茨城県戦後汚職年表」には、戦後の茨城県で発生した汚職が年代別に、衆議院や参議院、県知事や県会議員、市町村ごとに、問題別に列記されている。何のコメントもなく淡々と事実が列挙されるのみである。戦後茨城県における政治や行政における累々たる死者の墓銘碑を眺めている感がある。私たちがそこから何を読みとるのが問われているとも言える。歴史は過去と未来に連続している。過去に学ぶことのない社会に未来などないのである。何を学ぶかは読者に投げかけられている。読者自身が考えることが、那珂書房の地道な努力、そして多分に採算性を犠牲にして出版されたであろう本書に応えることになるだろうと思われる。是非とも一読を勧めたい年表である。

2000. 8. 27